

食品安全委員会第837回会合議事録

1. 日時 令和3年10月26日（火） 14：00～14：38

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・肥料 1案件

肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正について

（草木由来のバイオマス燃焼灰及び熔成けい酸質肥料）

（農林水産省からの説明）

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「JPAN009株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「テトラコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「フロメトキン」に係る食品健康影響評価について

(4) 令和3年度食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題（案）について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

農林水産省 及川農産安全管理課長

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、
石岡評価第二課長、都築情報・勸告広報課長、井上評価情報分析官、
藤田リスクコミュニケーション官、高山評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について<草木由来のバイオマス燃焼灰及び熔成けい酸質肥料>
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<JPAN009株を利用して生産されたグルコアミラーゼ>
- 資料 3-1 農薬評価書(案)テトラコナゾール(第3版)
- 資料 3-2 農薬評価書(案)フロメトキン(第3版)
- 資料 4 令和3年度食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題(案)について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第837回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の及川農産安全管理課長に御出席いただいております。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会(第837回会合)議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は5点ございます。

資料1が「食品健康影響評価について」、資料2が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料3-1が「農薬評価書(案)テトラコナゾール(第3版)」、資料3-2が「農薬評価書(案)フロメトキン(第3版)」、資料4が「令和3年度食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題(案)について」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和3年7月1日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産大臣から10月19日付で肥料1案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の及川農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○及川農産安全管理課長 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長の及川と申します。本日はお忙しい中、このような機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、早速、資料1につきまして御説明申し上げたいと思います。

本日御説明申し上げますのは2点ございまして、1件目が公定規格の原料規格の第二の「八 動植物質燃焼灰」の原料の条件を改正し、草木由来のバイオマス燃焼灰を使用する場合の条件を追加するもの。2件目が公定規格のけい酸質肥料に肥料の種類として「熔成けい酸質肥料」を追加するものでございます。

では、早速、資料1に基づきまして御説明を申し上げます。

まず1件目でございます。近年、再生可能エネルギーの利用促進の観点から草木由来のバイオマスを燃料として利用し、発電等を行う施設や設備が増加しているところであります。これら発生する草木灰由来のバイオマス燃焼灰につきましては、加里成分を多く含むことからこれを肥料として利用したいというニーズも高まっているところでございます。

ここで言うバイオマスでございますが、そのまま訳しますと生物資源、バイオのマス、量を表す概念でございますが、公的には動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）という整理になっております。本件は、この中で草木由来のものを対象とし、主には木質ペレット、木質チップなど、木質バイオマス発電に使用されるものを想定しているところでございます。

現状、これら草木由来のバイオマス燃焼灰については、特殊肥料の「草木灰」に分類されますが、「草木灰」は一般的に農場で発生する剪定枝や雑草を燃焼し灰にしたものであり、原料、草木の種類や量は様々、また、燃焼方法も様々ということのため、一定の肥料

成分を保つことが難しいことから特殊肥料として扱ってきているところがございます。

なお、特殊肥料として草木灰につきましては、これまでに人の健康に悪影響を及ぼす等の事例は把握しておりません。

このような中、発電設備等から副産される草木由来のバイオマス燃焼灰については、商業生産による十分な量と専用炉の焼却により品質管理がしやすく安定した肥料成分が確保できるため、成分保証ができる普通肥料の原料とすることでさらなる有効利用が期待されているところがございます。

改正の概要でございますが、今回定める公定規格は、12月1日に施行しております原料規格第二の「八 動植物質燃焼灰」の原料の条件として、「バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）をいう。）のうち草木由来のものを専焼する設備で燃焼させて生じた加里含有物（塗料や薬剤を含む若しくはそのおそれがあるもの又はこれらに由来するものと混焼して生じた燃焼灰を除く。）」を追加するものです。

原料規格に定めることにより、副産肥料等の原料に使用することが可能となります。また、副産肥料等の含有が許される有害成分の最大量（%）の規定に従うことになるため、含有を許される有害成分の最大量は、これまでの規格内容と同様の設定となります。

なお、木質バイオマスの原料となる草木には、塗料や薬剤を含むものやこれらに由来するものが入らないこととした上で、バイオマスを専焼する設備で燃焼した後に発生する燃焼灰と限定することといたしまして、結果としまして、草木灰と同等の肥料効果と安全性が見込まれております。これにつきまして、公定規格の改正の進めることについて御意見をお伺いしたいと考えています。

続きまして、2件目の経緯でございます。近年、自治体が収集する廃棄物で家庭ごみを中心となります一般廃棄物やし尿汚泥、下水汚泥の減容処理の方法としまして、これらを熔融する方法が普及し、焼却炉に熔融炉を併設している施設や、焼却炉から熔融炉に置き換えた廃棄物熔融施設が急速に普及しているところがございます。熔融処理により炉内に投入された廃棄物は、熔融されることにより熱分解ガスと、空気中や水中で冷却固化して得られる熔融物に分離されます。

これまで、こうした熔融物は、コンクリート用骨材や路盤材等の建築資材として利用されてきておりましたが、この中でも特に高温下、1,700から1,800℃の間で熔融されるものにつきましては、揮発等により重金属の含有量が十分に低く、また肥料成分であるけい酸やカルシウムを多く含むことから、肥料としての有効利用が期待されております。

改正の概要でございますが、今回定める公定規格は、「八 けい酸質肥料」に分類し、肥料の種類として、「熔けい酸質肥料」を追加するものです。

コークスベッド式のシャフト炉式ガス化熔融炉に石灰石等の塩基性のカルシウム含有物を加え、1,700から1,800℃の高温で熔融するため、ダイオキシンの含有量が極めて低く、重金属は揮発し熔融飛灰側へ移行濃縮されること、熔融物については水砕後に磁選機等で

メタルを除去することから、重金属の含有量が十分に低い熔融物を作ることが可能となっているところです。

なお、当該公定規格は、以下の事項を公定規格として設定することとしております。

(1) 含有を許される有害成分の最大量について、原料及び製法が類似の肥料の有害成分規格を満たすことが妥当であることから、ヒ素、カドミウム、ニッケル、クロム、チタン、水銀、鉛の7種について設定することとし、保証する主成分の可溶性けい酸含有率の1%につき同様の値とします。

続きまして、(2) その他の制限事項としまして、①日本産業規格(JISA5031またはJISA5032)に規定された熔融物に該当すること。②コークスベッド式のシャフト炉式ガス化熔融炉に塩基性のカルシウム含有物を加え、熔融したものであること。③適切な肥料効果を確保する観点から熔融物の大きさについて「4.75ミリメートルの網ふるいを全通し、2ミリメートルの網ふるいを95%以上通過すること。」とする。④植害試験の調査を受け、害が認められないものであること。⑤牛等由来の肉、骨または臓器が原料に含まれる可能性があることから、「牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛等の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」とする。⑥熔融物中の金属を除去する観点から、「水砕した後、金属を除去する磁選機等でメタルを除去したものであること。」とする。以上を設定することとしております。

これについて、公定規格の改正の進めることにつきまして、御意見をお伺いしたいと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○脇委員 質問させてください。このたびの公定規格のうちの原料規格に草木由来のバイオマス燃料灰を追加することは、副産肥料などへの原料として使用されるものであり、副産肥料などにおいて含有を許される有害成分の最大量の規格が適用されるとの御説明でございました。

また、熔成けい酸質肥料の公定規格の設定については、原料及び製法が類似している肥料の有害成分の規格が適用されるとのことでございました。リスク管理機関としては、こうした有害成分が規格どおり管理されていることをどのような方法で確認されるのでしょうか。よろしく御説明をお願いいたします。

○山本委員長 それでは、及川課長、よろしく申し上げます。

○及川農産安全管理課長 それでは、お答えさせていただきます。

普通肥料を業として生産する事業者におきましては、銘柄ごとに登録を受ける必要があります。登録に当たりましては、保証成分や有害成分の量、植害試験の結果などを確認し、審査を行うこととしております。また、登録後は独立行政法人農林水産消費安全技術センター、いわゆるFAMIC等におきまして、定期的に立入検査によりまして事業者のデータの確認、収去による分析により、規格に適合していることを確認させていただいているところでございます。

なお、国登録の普通肥料につきましては、有効期間によって様々でございますが、3年ないしは6年という有効期間に応じた形で立入検査することを目標としておりまして、これまでも有害成分の含有のおそれの高い肥料や不適切な事例があった場合には立入検査の頻度を上げるなど、リスクに応じて優先順位をつけて立入検査をさせていただいているところでございます。

以上です。

○山本委員長 脇委員、よろしいですか。

○脇委員 はい。御説明ありがとうございました。

○山本委員長 ほかにございませんか。

○浅野委員 熔成けい酸質肥料に関しまして質問させていただきます。コークスベッド式のシャフト炉式ガス化熔融炉で製造された熔融物ですけれども、1,700から1,800℃の高温で熔融されるため、ダイオキシンの含有量が極めて低くて、重金属の含有量が十分に低いと先ほど御説明いただきました。そういったものを具体的にどのように確認しているか、教えてください。よろしく申し上げます。

○山本委員長 では、及川課長、よろしく申し上げます。

○及川農産安全管理課長 それでは、御説明申し上げます。

今般、まず、重金属のデータにつきましては、仮登録している事業場から、ダイオキシンのデータは同じ形式の炉が導入されている事業場から提出いただき、確認させていただいているところでございます。

まず、重金属の件につきましては、製造日の異なる7ロットについて、ひ素、カドミウム、ニッケル、クロム、チタン、水銀、鉛の7項目について分析を行い、これら全てにつきまして、既存のほかの公定規格で定める有害成分の最大値と比較したところ、全ての成

分につきまして、その値よりも低かったということを確認しているところでございます。

また、ダイオキシン類につきましては、平成9年の厚生労働省生活衛生局水道環境部長通知「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」によりますと、熔融固化を行う場合、1,250から1,450℃の高温状態とするため、ダイオキシン類は99%以上分解される。このため、熔融スラグ内のダイオキシン類濃度は極めて低濃度となるとされているところでございます。今回の生産工程におきましては、先ほど言いました1,700から1,800℃とその温度よりも高い温度で処理されていることから、ダイオキシン類の残留は極めて低いものと考えられています。

なお、3施設における熔融スラグのダイオキシン測定結果でございますが、極めて低い値であり、最も高い測定値であっても、ばいじん及び燃焼灰その他の燃えがらに関する基準値、3 ng-TEQ/gに対しまして1万分の1未満の値であることを御報告申し上げます。

以上です。

○浅野委員 どうもありがとうございました。

○山本委員長 ほかに御質問はありませんか。よろしゅうございますか。

それでは、ただ今の農林水産省からの説明、その後の質問やそれに対する回答などを踏まえ、諮問文書の1については、本改正は、長年農業生産現場で肥料または肥料の原料として使用されており、人の健康に悪影響を及ぼすことが認められていない草木灰のうち、人の健康に悪影響を及ぼす可能性が特に低いものを肥料の原料の規格として追加するものです。また、本改正により新たに使用が認められるようになる肥料につきましては、既に公定規格が定められている副産肥料等と同等の有害成分に関する規制を設けることとしているため、本改正により、現状と比較して、農作物の摂取を通じて、人の健康に悪影響を及ぼす重金属にばく露されるおそれはない。以上により、現行規定と同等の安全性が確保されることから、本改正により人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられます。

諮問文書の2につきましては、本改正により新設する肥料の原料は、重金属の含有量が十分に低いこと。また、本肥料は、原料及び製法が類似する肥料と同等の有害成分に関する規制を設けることとしているため、本改正により、現状と比較して、農作物の摂取を通じて、人の健康に悪影響を及ぼす重金属にばく露されるおそれはない。以上によりまして、現行の規定と同等の安全性が確保されることから、本改正により人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられます。

以上、本件につきましては、食品安全基本法第11条第1項第2号に規定する「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するものと認められる旨を農林水産大臣に通知するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

及川課長、どうもありがとうございました。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 「JPAN009株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」に関する審議結果について、まず私の方から概要を説明させていただきます。

資料2の4ページの要約を御覧ください。

本添加物は、*Aspergillus niger* B0-1株を宿主として、*Trametes cingulata* TC42432株由来のグルコアミラーゼ遺伝子を導入して作製されたJPAN009株を利用して生産されたグルコアミラーゼです。本添加物は、アミロースやアミロペクチン等を加水分解してβ-D-グルコースを生成する酵素であり、デンプン糖製造において糖化効率の向上を目的として使用されます。

本添加物について、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づいて検討しました。その結果、まず宿主については安全な食経験があること、それから、挿入遺伝子の安全性が確認されていること。具体的には挿入遺伝子の供与体、挿入される塩基配列が明らかであること、目的外の遺伝子の挿入がないこと等です。加えて、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性やアレルギー誘発性等について確認されていること、製造原料、製造器材の安全性が確保されていること等の確認の結果、従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められませんでした。

したがって、本添加物はヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。

それでは、詳細について、事務局の方からよろしく申し上げます。

○井上評価情報分析官 お手元の資料2に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。

評価書案3ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、本年3月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、5月及び8月の専門調査会において御審議をいただ

き、評価書案を取りまとめたものでございます。

めくっていただきまして、5ページの中段から食品健康影響評価でございます。1.の(3)用途及び使用形態ですが、先ほど川西委員から御説明がありましたとおり、グルコアミラーゼは、デキストリンを糖化してグルコースにまで分解することにより、糖化効率を向上させることを目的として使用されるものでございます。

続きまして、7ページの下段でございますが、第2. 宿主に関する事項でございます。宿主は*Aspergillus niger* B0-1株でございます。*Aspergillus niger*は感染研の病原体安全管理規程においてバイオセーフティレベル1に相当するというところでございます。

続きまして、8ページ、第3. ベクターに関する事項につきましては、塩基配列等は明らかになっており、また、既知の有害塩基配列や伝達を可能とする塩基配列も含まれていないことを確認しているということでございます。

続きまして、9ページの下段、第4. の2. といたしまして挿入DNA及びその遺伝子産物の性質に関する記載でございますが、*amgTC*遺伝子ほか、ここに記載の遺伝子が挿入されており、次の10ページからになります。それぞれの遺伝子産物に関してアレルギー誘発性に関する報告や物理化学的処理に対する感受性などを確認した結果、アレルギー誘発性を有する可能性は低いとしております。

続きまして、13ページからでございますが、第5. 組換え体に関する事項でございます。

次の14ページの2. の(2)といたしまして、オープンリーディングフレームの有無等について記載をしております。幾つか検出されておりますオープンリーディングフレームにつきまして、アレルゲンデータベースを用いた相同性検索を行っております。その結果、連続する8アミノ酸配列が一致する既知のアレルゲンと相同性を示すオープンリーディングフレームが検出されておりますが、この8アミノ酸配列はアレルゲンエピトープとは一致しないことから、アレルギー性を有する可能性は低いとしております。

また、既知の毒性タンパク質との相同性の有無について、データベースを用いて検索をした結果、相同性を示すオープンリーディングフレームは認められませんでした。

14ページ下段から添加物の製造原料または製造器材については、食品用酵素の製造に安全に使用された実績があり、有害性はないとしております。

続きまして、15ページ、第7. 遺伝子組換え添加物に関する事項でございますが、本添加物は、フランス、米国で添加物として使用が認められております。

以上から、15ページの食品健康影響評価結果でございますが、先ほどの川西委員からの御説明のとおりでございます。

以上につきまして、よろしければ、明日から11月25日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬「テトラコナゾール」「フロメトキン」については、本年8月31日の第830回委員会会合において厚生労働省から評価要請があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしていました。本日その審議を行いたいと思います。

まず、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 本件につきまして、本委員会で直接審議いただくため、評価書案を提出しております。評価申請があった際の会合において説明したとおり、今回新たに提出された資料の内容からは、新たに安全性について懸念させるような知見は認められず、評価結果に変更はございません。

詳細につきましては、事務局から御説明ください。

○近藤評価第一課長 それでは、お手元の資料3-1及び3-2に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、資料3-1「農薬評価書（案）テトラコナゾール（第3版）」を御覧ください。

審議の経緯につきまして、資料3-1の5ページ、第3版関係を御覧ください。とうもろこし等に対しますインポートトレランス設定の要請がございまして、本年8月、当委員会において要請事項説明がございました。

前版までにADI、ARfDについては審議済みでございます。

本農薬の概要につきまして、11ページを御覧ください。用途は殺菌剤でございます。構造式は6.にお示しのとおりでございまして、7.開発の経緯にございまして、トリアゾール系の剤でございます。我が国では、1998年に初回農薬登録をされまして、海外においては米国等で登録されております。

今回は、作物等残留試験の試験成績が提出されましたので、それに伴います変更点を中心に御説明させていただきます。

続きまして、35ページを御覧ください。6. 作物等残留試験の(1)作物残留試験でございますが、最大残留値については変更がございませんで、1枚おめくりいただきました36ページの参照について、関係する資料を追加しております。

続きまして、37ページの(3)推定摂取量を御覧ください。今回、こちらの記載につきまして追記を行っております。

続きまして、63ページの食品健康影響評価を御覧ください。こちらの最初のパラグラフに今回提出されました試験成績について記載がございます。

ADI、ARFDについては変更がございません。

それから、90ページに参照の26としてトリアゾール共通代謝物の資料を追加しております。それは今回、参考として添付しているものでございますが、こちらにつきまして、新しいものに更新をしております。

資料3-1については以上でございます。

続きまして、資料3-2「農薬評価書(案)フロメトキン(第3版)」をお手元に御準備ください。審議の経緯に関しまして、資料3-2の3ページ、第3版関係を御覧ください。にんにく等への適用拡大等がございまして、本年8月、本委員会におきまして要請事項説明が行われたものでございます。

これまでにADI、ARFDは審議済みでございます。

続きまして、本農薬の概要につきまして、8ページを御覧ください。用途は殺虫剤でございます。構造式は6.にお示ししたとおりでございますが、キノリン骨格を有する殺虫剤でございます。今回は、作物等残留試験の試験成績が提出されたため、それに伴う変更点につきまして御説明申し上げます。

22ページを御覧ください。6.作物残留試験の(1)作物残留試験でございますが、最大残留値は、最終散布3日後に収穫したきく(葉)の25.5 mg/kgというふうに変更しております。そのほか、参照の資料を追加しております。

その下の(2)推定摂取量の表を、表19のとおり、新しいデータに基づきまして更新しております。

御参考までに、摂取量でございますが、前版では、左側のカラムから99.9、54.0、100、118、それぞれ $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ となっております。

41ページの食品健康影響評価を御覧ください。最初のパラグラフに今回追加された資料について記載をしております。また、最大残留値に関する記載を先ほど御説明のとおり改めております。ADI、ARFDにつきましては変更ございません。

また、45ページをお開きいただきまして、表52、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等でございますが、前版におきまして本文中の記載と不整合が生じていた点がございましたので、その点を訂正させていただいております。

以上、2つの農薬に関しまして、既存の評価結果を変更するものではないことから、国民から意見・情報の募集を行わずに、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定しました評価結果と同じ結論、テトラコナゾールの許容一日摂取量(ADI)を0.004 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.05 mg/kg 体重と設定する。フロメトキンのADIを0.008 mg/kg 体重/日、ARfDを0.044 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(4) 令和3年度食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題(案)について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和3年度食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題(案)について」です。

まず、担当の脇委員から説明をお願いいたします。

○脇委員 御説明いたします。

10月18日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会第3回を開催し、令和3年度食品健康影響評価技術研究の2次募集における採択課題(案)について審議を行い、資料4のように案を取りまとめました。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○高山評価調整官 それでは、資料4を御覧ください。今年度の食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題の案でございます。この2次公募につきましては、今年の8月から9月にかけて公募がなされまして、研究課題の応募がございました。応募がありました研究課題について、10月18日に開催されました研究・調査企画会議事前・中間評価

部会の審議の結果を資料4の最後のページの表にまとめてございます。最後のページを御覧ください。

今回、2次公募を行いました研究課題名は「食品中の汚染物質のリスク評価手法に関する研究」でございます。この課題に対しまして、防衛医科大学校の岩澤先生から応募がございました。その研究の内容でございますが、研究目的概要という欄に記載がございます。この研究は、リスク評価に利用するデータ及びそのデータの妥当性を判断する際に確認すべき事項を整理するというものでございます。また、汚染物質などのリスク評価に当たっての標準的な手法を作成し、それらのことをガイドラインにまとめることが可能かどうかを検討いただきます。そして、可能と判断された場合にはガイドラインを作成いただくという研究でございます。

この研究内容について、事前・中間評価部会の委員の先生方から評価をいただきまして、コメント及び評価点をまとめていただきました。コメントでございますが、総合コメントとして、公募内容に沿った研究内容であり、リスク評価における問題点や課題を明瞭にした上で、標準的な評価手法が作成されることを期待するというものでございました。

その他として2つほどコメントがありまして、ばく露評価、毒性評価及び疫学研究評価の多岐にわたるレビューなどを適切に実施できるよう、必要に応じて研究体制を検討してほしいというコメントが1つ。2つ目として、Codex委員会のガイドラインなどにありますリスク評価の4つのステップに沿ってレビューされたいというコメントがございました。

以上の評価所見に基づきまして、評価点をつけていただいたところ、合計が20点満点中16.0点という結果でございました。このような結果から、事前・中間評価部会では、この研究課題を2次公募における課題として採択してよいのではないかという結論に至りました。もし御承認いただきましたらば、今年度から来年度にかけて研究をいただく予定としております。

補足の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、令和3年度食品健康影響評価技術研究の2次公募における採択課題（案）については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いします。

(5) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○新総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、11月2日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第837回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。